

**令和6年度「課題解決型デジタル活用プロジェクト推進事業」  
業務委託に係る公募型プロポーザルにおける質問への回答**

番号	質 問	回 答
1	<p>1つの重点テーマについて、複数の提案内容がある場合、事前に複数の提案書を作成後、課題提供者（※）をマッチングし、紹介いただけるのでしょうか。</p> <p>（※）解決すべき課題を有し、課題解決者による施策を実施されるもの（民間企業、市町村、個人等）</p>	<p>課題提供者を直接マッチングし、紹介することはできません。ただし、県担当部署等へのヒアリングは可能です（公募要領3頁参照）。県担当部署等へのヒアリングにあたり、事前に提案書を作成する必要はありません。</p> <p>なお、県担当部署等とのヒアリング後、県担当部署等から課題提供者をご紹介することはあり得ます。</p>
2	<p>公募要領 8 企画提案書等の提出 (1) 提出書類及び提出部数 ② 企画提案書（任意様式）について、「A4サイズの縦書き・横書きの指定はない」という認識に間違いはないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
3	<p>公募要領 8 企画提案書等の提出 (1) 提出書類及び提出部数 ③ 応募資格に反しない旨の宣誓書（様式3）について、「課題解決者」「課題提供者」ごとに作成し、提出する必要がありますでしょうか。</p>	<p>「課題解決者」「課題提供者」ごとに作成し、提出をお願いいたします。ただし、国や地方公共団体の場合は提出の必要はありません。</p>